

# 臨時休校等の特別措置について

成田高等学校附属小学校

## 1. 警戒区域・避難指示発令時

居住地の自治体から警戒区域、避難指示のいずれかが発令されている場合、その指示に従う。

## 2. 各種特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル4氾濫危険警報・暴風警報・大雪警報発令時

午前6時の時点で、千葉県北西部に各種特別警報(レベル5大雨特別警報・レベル5氾濫特別警報を含む)、レベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報、暴風警報、大雪警報のいずれかが発令されている場合、自宅待機とする。

(1)午前8時までに警報が解除された場合、第3校時より平常授業とする。

(2)午前10時までに警報が解除された場合、午後は平常授業とする。

(3)午前10時までに警報が解除されなかった場合、臨時休校とする。

(4)土曜日については、午前6時の時点で上記の警報が発令されている場合、臨時休校とする。

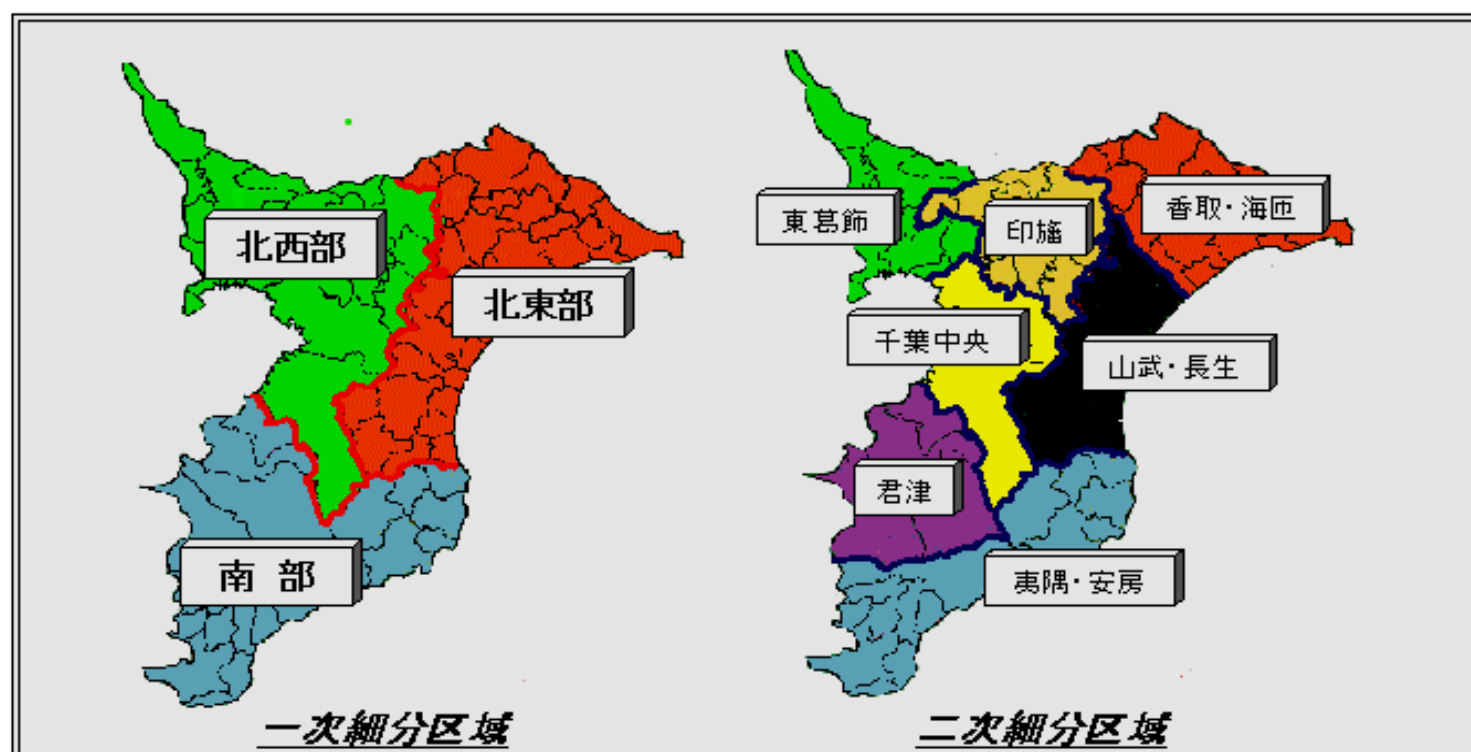
(5)千葉県北西部に警報が発令されていない場合でも、自身の居住地に上記の警報が発令されている場合は、これに準じて自宅待機とする。

**【前日までの決定】**台風の接近や大雪、交通機関の計画運休など、数日前から危険な状態になることが見込まれ、当日の安全な登校が極めて困難であると事前に予測される場合は、当日の状況を待たずに、前日までに臨時休校等の措置を決定することがある。この場合、前日の17時までに、学校から緊急配信メール・SKYMENU 電子連絡板等を一斉を通じて保護者へ通知する。

[千葉県の地域細分](銚子地方気象台ホームページより抜粋)

気象台では、大雨や暴風などによって災害の起こるおそれがある場合には、注意報や警報を発表しています。発表する区域は、北西部、北東部、南部の3区域です。この3区域を一次細分区域と言い、日々の天気予報も、この区域で発表しています。

一次細分区域を気象特性の違いや過去の災害例から更に7区域(二次細分区域)に分割し、局地的な大雨など区域が限定できる場合には、対象となる二次細分区域に注意報や警報を発表します。



### 3. 交通ストライキや不測の事故等による交通機関不通時

午前6時の時点で、JR成田線・京成線の両方が不通の場合、自宅待機とする。

- (1) 午前8時まで両方または一方の運転が再開された場合、第3校時より平常授業とする。
- (2) 午前10時まで両方または一方の運転が再開された場合、午後は平常授業とする。
- (3) 午前10時まで両方とも運転が再開されなかった場合、臨時休校とする。
- (4) 土曜日については、午前6時の時点で両方とも不通の場合、臨時休校とする。

◎登校途中、交通機関が突発的な事故等で一時不通になった場合、無理をせず十分に安全を確認して登校する。

登校が無理だと判断される場合は安全を確認のうえ帰宅する。

◎冠水等道路状況が不良で、登校が極めて困難な場合、無理をして登校しなくてよい。

※以上を含め、安全最優先の観点から事情やむを得ないと認められる場合は公休扱いとする。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

### 4. 大規模地震の発生及び警戒宣言発令時

登校前に成田市内で震度5弱以上の地震が観測された場合または警戒宣言が発令されている場合、自宅待機とする。

- (1) 震度5弱以上の地震が観測された場合、交通機関の途絶・家屋の倒壊や火災により、政府・県・成田市が非常配備体制を発令することが予想されるので、臨時休校とする。
- (2) 警戒宣言が発令されている場合、臨時休校とする。

なお、警戒解除宣言が発令された場合、原則として翌日より平常授業の体制に復帰する。

※状況により(1)・(2)以外の措置をとる場合、学校から緊急配信メール・SKYメニュー電子連絡板等で連絡する。

◎授業再開の時期は学校施設の被害状況、交通・通信手段・登下校時の安全の確保など総合的に判断し決定する。

学校施設や周辺地域の被害が軽微で、十分な安全が確保され、主要な交通機関・通信が復旧している場合、**学校から緊急配信メール・SKYメニュー・電子連絡板**により、登校の日時を連絡する。被害が甚大な場合の授業再開については、次のような手段で連絡する。

①学校の電話番号(0476-23-1628)を暗証番号とした災害用伝言ダイヤル

[災害用伝言ダイヤルの利用方法] \* 小学校からの伝言を「再生」する

◎「171」へ電話をかけ、音声案内に従って伝言の再生を行う。

※通話料以外の料金は必要ない。携帯電話・公衆電話からも利用可能。

《伝言の再生方法》 「171」→「2」→「学校の電話番号(0476-23-1628)」→「再生」

②各地の避難場所等へ連絡

③マスコミによる広報

◎震度5弱未満の地震が観測された場合、臨時休校の措置をとるかどうかは被害状況等により総合的に判断する。

◎注意情報の段階までは、原則として授業を行うが、学校行事等については、政府・県・成田市等の勧告によって中止する場合もある。

◎登下校時に大規模地震が発生した場合、徒歩通学者は速やかに身の安全を確保し、最寄の避難場所へ避難する。公共交通機関利用者は車内放送をよく聞いて、乗務員や駅員の指示に従って落ち着いて行動し、最寄の避難場所へ避難する。

◎授業中に大規模地震が発生した場合、定められた避難要領の手順で教職員の指示に従って落ち着いて行動し、避難へ避難する。

①通学路の安全が確認できた生徒からできるだけ集団で下校する。なお、自宅が被災(倒壊または焼失)した場合、最寄の避難場所に向かう。

②遠距離で利用交通機関が途絶の場合、または日没までに自宅に帰れないおそれがある生徒は学校内で避難・待機する。

③被害が甚大な場合は、警察・消防・教職員の指示に従う。

◎被災により児童が登校できない場合(けが含む)は、電話・SKYメニュー電子連絡板で必ず学校へ連絡する。

また、連絡がなく児童の登校も確認できない場合、本校職員が、次のいずれかの方法により、安否確認・被害調査を行う。

①自宅に電話する。

②SKYメニュー電子連絡板やGメールで連絡する。

③最寄の避難所に出向き確認する。

◎大規模地震の発生及び警戒宣言が発令された場合に備えて、自宅周辺・通学途中に設けられている避難場所を確認しておく。また、家族同士の連絡方法なども確認しておく。

[地震に関する情報]

◎次のような段階で発表される。 (異常発生)→(地震観測情報)→(地震注意情報)→(地震警戒宣言)

[注 意]

(1)原則この特別措置に従う。また、可能な限りメールによる配信や本校のホームページ(<http://www.narita.ac.jp/ps/>)に掲示する。

(2)特別措置の変更がある場合は、緊急配信メールによる配信や本校のホームページに掲示する。

(3)自宅地域に特別警報、暴風警報、大雪警報等が発令されていなくても通学することが危険な場合や交通事情などで登校が極めて困難な場合、無理をして登校しなくてよい。公欠とする。その際、「SKYメニュー電子連絡板」や電話等で必ず学校へ連絡をすること。

(4)授業の有無などを電話で学校に問い合わせしないこと。